

第8章 廃棄物

第1節 一般廃棄物

1. ごみの現状（収集・処理）

本市では、家庭ごみは平成27年4月から11分別収集（「可燃ごみ」「プラスチック・ビニール類」「不燃ごみ」「有害ごみ」「粗大ごみ」「資源物（びん）（缶）（古紙類）（繊維類）（ペットボトル）（廃食油）」）を実施しており、可燃ごみ及び不燃ごみは市指定のごみ袋、プラスチック・ビニール類は中身の見える袋等、有害ごみは専用缶、びん・缶及び廃食油は専用コンテナ、古紙類・繊維類は束ねて、ペットボトル・雑がみは専用網袋に入れて、それぞれ指定された日時に出すステーション方式により委託業者が収集しています。粗大ごみは有料で収集及び受け入れを行っています。

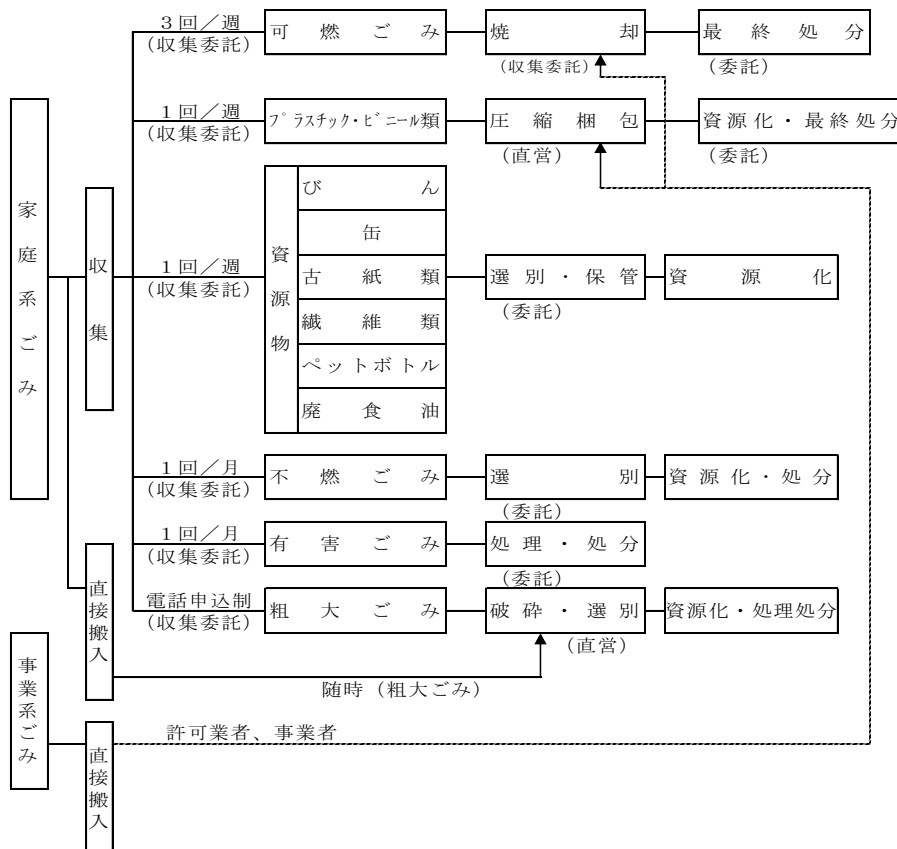
事務所や店舗等、事業活動に伴って排出される一般廃棄物については、自らもしくは許可業者の搬入により、クリーンセンターで受け入れています。

また、行政回収の他に、ごみの減量化・リサイクル推進などを目的として、市内に資源物等の回収拠点を別途設けています。

家庭系ごみ排出量は、令和2年9月にごみ処理手数料制度を導入したことや、市民のリサイクル意識の向上により、令和3年度以降減少傾向にあります。

令和6年10月からプラスチック資源回収量の拡大を図るため「製品プラスチック」の一部を「容器包装プラスチック」と同様に「プラスチック・ビニール類」として一括で回収しています。

図表 8-1-1 ごみの収集と処理

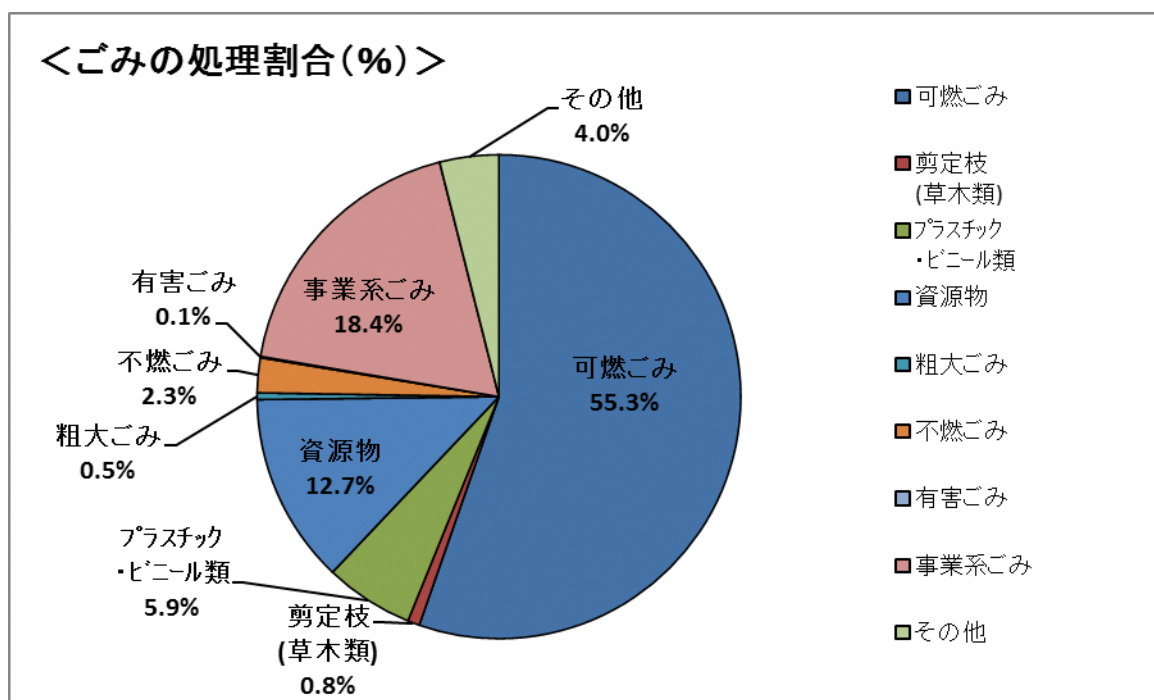


図表 8-1-2 ごみ処理状況 (単位：t)

年度	合計	市収集ごみ							事業系ごみ	その他
		可燃ごみ	剪定枝 草木類	プラスチック ビニール類	資源物	粗大ごみ	不燃ごみ	有害ごみ		
H29	26,173	15,079	141	1,499	3,477	150	600	27	4,187	1,013
H30	26,216	15,088	124	1,528	3,394	147	619	25	4,288	1,003
R1	27,358	15,523	123	1,571	3,338	172	657	27	4,850	1,097
R2	27,768	15,691	88	1,635	3,529	188	757	28	4,552	1,300
R3	26,600	14,945	67	1,604	3,433	173	680	27	4,605	1,066
R4	26,105	14,591	196	1,556	3,375	154	639	24	4,596	974
R5	24,955	13,961	204	1,480	3,222	122	603	22	4,384	957
R6	24,594	13,606	199	1,460	3,130	113	571	23	4,520	972

図表 8-1-3 ごみ処理割合 (令和6年度)

※可燃ごみは55.3%、剪定枝(草木類)は0.8%、プラスチック・ビニール類は5.9%、資源物は12.7%、粗大ごみは0.5%、不燃ごみは2.3%、有害ごみは0.1%、事業系ごみは18.4%、その他4.0%です。



図表 8-1-4 1日1人当たりの家庭系ごみ(資源物除く)排出量の推移 (単位：g/人日)

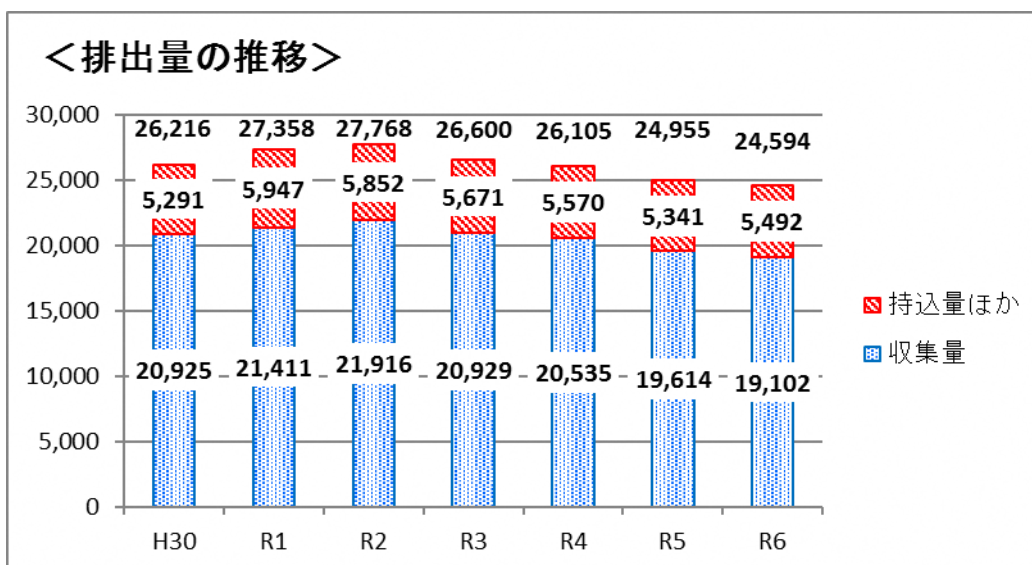
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
排出量	541	537	551	564	530	516	491	481

※家庭系ごみ(資源物除く)排出量÷人口÷365日又は366日で算出しています。

※令和元年度からは、四街道市一般廃棄物処理基本計画の算出方法と統一しています。

図表 8-1-5 排出量の推移

(単位：t)



※令和6年度の収集量は19,102t、持込量ほかは5,492t、計24,594tです。

2. ごみ減量化・再資源化の取組

本市のごみ処理は他市に最終処分を依存しており、ごみの発生抑制、物の再使用、適正な分別による資源の再生利用の取り組みを中心に、ごみの減量化・再資源化を推進し、焼却処理量や埋立処分量を減らすことが求められています。

ごみの減量化・再資源化を推進するため、様々な取り組みを通じて、市民、事業者に対して、周知、啓発を図っています。

(1) 再資源化物集団回収事業補助金

資源物の集団回収を実施しているPTAや子供会など、市内の実施団体等に対し、回収量に応じた補助金を交付しています。

図表 8-1-6 品目別補助金額一覧

品目	補助金額	
	実施団体	資源組合
古紙類 (紙パック、新聞、雑誌、段ボール、雑がみ)	5 円/kg	
繊維類		
金属類		
ペットボトル	20 円/kg	

※令和4年度に品目及び補助内容を一部改正しました。

図表 8-1-7 資源回収実績

(単位：t)

年度	実施 団体数	牛乳 パック	古紙類	金属類	ビン類	繊維類	ペット ボトル	食用油	合計	補助金	
H27	74	5.2	1034.0	7.3	0.0	59.7	9.9	0.0	1115.2	団体 組合	5,871,600 円 5,345,556 円
H28	72	4.8	963.5	7.2	0.0	54.1	8.2	0.0	1037.8	団体 組合	5,472,940 円 5,750,532 円
H29	72	5.4	916.7	7.5	0.0	55.1	7.3	0.0	992.0	団体 組合	5,228,255 円 6,209,967 円
H30	69	5.2	865.6	7.3	0.0	53.8	8.4	0.0	940.3	団体 組合	4,962,150 円 6,484,674 円
R1	64	4.7	803.8	6.9	0.0	55.5	6.4	0.0	877.3	団体 組合	4,614,720 円 7,325,874 円
R2	61	4.6	716.5	5.6	0.0	54.6	2.1	0.0	783.4	団体 組合	4,072,815 円 8,230,982 円
R3	61	4.5	721.6	5.7	0.0	49.8	1.7	0.0	783.3	団体 組合	4,049,710 円 7,964,188 円
R4	63	4.6	688.2	5.5		44.0	1.3		743.6	団体 組合	3,737,165 円 3,596,100 円
R5	59	4.0	624.2	4.5		36.6	1.5		670.7	団体 組合	3,376,370 円 3,272,980 円
R6	54	3.7	583.0	5.8		32.5	1.4		626.4	団体 組合	3,153,265 円 3,065,075 円

※各項目の回収量は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合があります。

(2) リユース品情報交換コーナー

家庭で不要になった家具や日用雑貨、衣類などの「ゆずりたいもの」、または「ゆずってほしいもの」の情報を市ホームページ及び廃棄物対策課窓口、市役所一階のリサイクルコーナーに掲載しています。

【令和6年度実績】

- ・ゆずります …掲載（登録）件数 29 件/成立件数 9 件
- ・ゆずってください…掲載（登録）件数 17 件/成立件数 3 件

(3) 資源物の拠点回収

民間企業等と協働し、市内に設置した回収拠点で、ペットボトルキャップや小型家電などの資源物を回収しています。

【令和6年度実績】

- ・小型家電 …約 1,140 kg
- ・ペットボトルキャップ…1,298 kg
- ・インクカートリッジ …2,450 個
- ・使い捨てコンタクトレンズの空ケース…73.39 kg

(4) フードドライブ活動

市窓口での回収のほか、イトーヨーカドー四街道店にフードドライブボックスを設置し、回収した食品を四街道市社会福祉協議会へ寄付しました。

【令和6年度実績】

- ・寄付した食品…8,622 点

(5) ごみの減量に関する講習会や講座の開催

市民向けに、ごみの分別や減量方法等について講習会や出前講座を開催しています。令和6年度は、生ごみの堆肥化に関する講習会を2回実施しました。

また、市職員が市内小学校に出向き、四街道市のごみの現状と減量についての授業を開催し、令和6年度は4回実施しました。

(6) イベント等における啓発活動

産業まつりや、市内のイベントにおいて、普及啓発活動を行っています。令和6年度は、各イベントにおいて出張フードドライブや分別体験ゲーム、食材使いきり料理の販売などを行いました。

3. ごみ処理施設

図表 8-1-8 ごみ処理施設の概要

項 目		内 容
名 称		四街道市クリーンセンター
所 在 地		四街道市山梨 2002 番地
敷 地 面 積		21,579 m ²
建 設 面 積		4,212 m ²
延 べ 床 面 積		6,744 m ²
竣 工		平成4年4月
ごみ処理施設	能 力	165 t / 日 (82.5 t / 24 h 炉 × 2 炉)
	形 式	全連続燃焼式焼却炉 (流動床)
粗大ごみ処理施設		15 t / 8 h (粗大ごみ処理設備 5 t / 8 h) (プラスチック・ビニール圧縮梱包設備 10 t / 8 h)

図表 8-1-9 排出ガス測定結果 (令和6年度 6回分)

測 定 項 目		平均値	最大値	基準値(協定値)	法規制値
ばいじん	g/Nm ³	-	<0.007	0.030	0.08
硫黄酸化物	ppm	<1	<1	30	総量規制
窒素酸化物	ppm	60	92	150	250
塩化水素	ppm	-	5	25	430

※協定値：みそら自治会と締結した公害防止協定値です。

図表 8-1-10 ダイオキシン類測定値

(単位：ng-TEQ/m³N)

炉	測 定 値		基準値
1号炉	0.034	0.037	1
2号炉	0.016	0.022	

第2節 し尿

1. 概要

公共下水道の整備及び浄化槽の普及により、し尿汲み取り量は減少しています。

公共下水道整備計画区域外においては、河川の水質汚濁防止対策として、高度処理型合併処理浄化槽の設置の促進・普及に努めています。また浄化槽の清掃に関する指導、維持管理の啓発・指導に努め、悪臭・水質汚濁の防止を図っています。

2. し尿処理

本市のし尿については、印旛衛生施設管理組合（佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町で構成）で、し尿及び浄化槽汚泥処理に関する業務を、昭和38年から共同で実施しています。

同組合では、平成15年3月に竣工した汚泥再生処理センターで処理を行っています。

図表 8-2-1 し尿処理施設の概要

項目	内容
施設名	汚泥再生処理センター
所在地	佐倉市宮本332番地
敷地面積	23,789.57 m ²
建築概要	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階建
竣工	平成15年3月
処理能力	195kL/日（し尿43kL/日＋浄化槽汚泥152kL/日） 堆肥化設備16.2 m ³ /日
処理方式	主処理：高負荷脱窒素処理方式 高度処理：砂ろ過・活性炭吸着 汚泥処理：脱水・堆肥化 臭気処理：生物脱臭、薬液洗浄、活性炭吸着

図表 8-2-2 し尿・浄化槽汚泥の収集・処理の年度別推移（四街道市）（単位：kL）

年度	生し尿	浄化槽汚泥		合計
		単独	合併	
H27	751.23	1,300.67	3,612.47	5,664.37
H28	644.15	1,370.06	3,754.57	5,768.78
H29	638.01	1,278.36	3,849.08	5,765.45
H30	596.88	1,251.93	4,275.49	6,124.30
R1	718.20	1,196.95	4,146.53	6,061.68
R2	771.78	1,055.68	4,385.10	6,212.56
R3	650.55	921.02	5,034.09	6,605.66
R4	630.56	906.18	4,745.14	6,281.88
R5	612.52	925.21	4,715.12	6,252.85
R6	518.79	795.31	4,929.35	6,243.45

第3節 産業廃棄物

1. 概要

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥等、法律で定められた20種類をいいます。その処理に特別な技術を要することが多いので、廃棄物の種類に応じて分別・保管・収集運搬・中間処理・最終処分（埋立）の各処理ごとにその処理基準が設けられています。

産業廃棄物に関する規制・指導は県が行っていますが、処理業者の知事許可にあたっては、本市でも事前に調査を行い、意見書を提出しています。

図表 8-3-1 産業廃棄物の種類

種 類	具 体 例
(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらの固形状の不要物
(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固化物）	

特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油
	廃酸、廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液
	感染性産業廃棄物	感染性病原体が含まれるか、付着しているかまたはそれらのおそれのある産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等）
	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、またはPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類
	PCB処理物	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃水銀等及びその処理物	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物）、廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る）
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿であって集じん施設で集められたもの等
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等